

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成18年9月21日(2006.9.21)

【公開番号】特開2006-101292(P2006-101292A)

【公開日】平成18年4月13日(2006.4.13)

【年通号数】公開・登録公報2006-015

【出願番号】特願2004-286110(P2004-286110)

【国際特許分類】

<i>H 04 M</i>	1/725	(2006.01)
<i>G 06 F</i>	13/00	(2006.01)
<i>H 04 M</i>	3/42	(2006.01)
<i>H 04 M</i>	11/00	(2006.01)
<i>H 04 Q</i>	7/38	(2006.01)
<i>H 04 Q</i>	7/34	(2006.01)

【F I】

<i>H 04 M</i>	1/725	
<i>G 06 F</i>	13/00	6 1 0 F
<i>H 04 M</i>	3/42	U
<i>H 04 M</i>	11/00	3 0 3
<i>H 04 B</i>	7/26	1 0 9 M
<i>H 04 B</i>	7/26	1 0 6 A

【手続補正書】

【提出日】平成18年8月4日(2006.8.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子メールを送信する条件情報と、前記条件情報に応じて設定されるメッセージ情報及び送信先情報を対応付けて記憶する送信条件記憶手段と、

前記送信条件記憶手段に記憶される前記条件情報に基づいて前記電子メールを送信するか否かを判定する条件判定手段と、

前記条件判定手段によって前記電子メールを送信すると判定された場合に、前記条件情報に対応する前記メッセージ情報を前記送信先情報を前記送信条件記憶手段から読み出し、前記メッセージ情報を含む前記電子メールを前記送信先情報に基づいて送信する送信手段と、

を備えたことを特徴とする携帯端末。

【請求項2】

前記条件判定手段によって、前記電子メールを送信すると判定された場合に、利用者に報知する報知手段を備えたことを特徴とする請求項1に記載の携帯端末。

【請求項3】

前記条件判定手段によって、前記電子メールを送信すると判定された場合に、前記電子メールを送信するか否かを前記ユーザに選択させる画面を表示する表示手段と、

前記ユーザの操作によって前記電子メールを送信するか否かの指示情報を入力する入力手段と、を備え、

前記送信手段は、

前記入力手段によって入力された送信との前記指示情報に基づいて前記メッセージ情報をと前記送信先情報を前記送信条件記憶手段から読み出し、前記送信先情報に基づいて前記メッセージ情報を含む前記電子メールを送信することを特徴とする請求項1または2に記載の携帯端末。

【請求項4】

前記条件判定手段によって、前記電子メールを送信すると判定された場合に、複数の電子メールが送信する候補として存在する場合には、前記複数の電子メールの情報を画面に表示する表示手段と、

前記ユーザの操作によって前記複数の電子メールの中から選択された前記電子メールを送信する指示情報を入力する入力手段と、を備え、

前記送信手段は、

前記入力手段によって入力された前記指示情報に基づいて前記メッセージ情報をと前記送信先情報を前記送信条件記憶手段から読み出し、前記送信先情報に基づいて前記メッセージ情報を含む前記電子メールを送信することを特徴とする請求項1または2に記載の携帯端末。

【請求項5】

自携帯端末の位置情報を検出する位置検出手段を備え、

前記条件情報は、位置に関する条件情報を含んでおり、

前記条件判定手段は、前記条件情報と前記位置検出手手段によって検出された位置情報に基づいて前記電子メールを送信するか否かを判定することを特徴とする請求項1から4のいずれか1つに記載の携帯端末。

【請求項6】

前記条件情報は、所定位置に関する条件情報を含んでおり、

前記条件判定手段は、前記所定位置と前記位置検出手手段によって検出された位置情報との位置関係に基づいて前記電子メールを送信するか否かを判定することを特徴とする請求項5に記載の携帯端末。

【請求項7】

前記条件情報は、時間に関する条件情報を含んでおり、

前記条件判定手段は、前記条件情報と計時手段によって検出された時刻情報に基づいて前記電子メールを送信するか否かを判定することを特徴とする請求項1から6のいずれか1つに記載の携帯端末。

【請求項8】

電子メールを送信する条件情報をと、前記条件情報に応じて設定されるメッセージ情報を及び送信先情報を対応付けて記憶する送信条件記憶手段を備えた携帯端末における電子メール送信方法であって、

前記送信条件記憶手段に記憶される前記条件情報に基づいて前記電子メールを送信するか否かを判定する過程と、

前記電子メールを送信すると判定した場合に、前記条件情報に対応する前記メッセージ情報をと前記送信先情報を前記送信条件記憶手段から読み出し、前記メッセージ情報を含む前記電子メールを前記送信先情報に基づいて送信する過程と、

からなることを特徴とする電子メール送信方法。

【請求項9】

電子メールを送信する条件情報をと、前記条件情報に応じて設定されるメッセージ情報を及び送信先情報を対応付けて記憶する送信条件記憶手段を備えた携帯端末のコンピュータを、

前記送信条件記憶手段に記憶される前記条件情報に基づいて前記電子メールを送信するか否かを判定する条件判定手段、

前記条件判定手段によって前記電子メールを送信すると判定された場合に、前記条件情報に対応する前記メッセージ情報をと前記送信先情報を前記送信条件記憶手段から読み出し、前記メッセージ情報を含む前記電子メールを前記送信先情報に基づいて送信する送信

手段、

として機能させるためのコンピュータプログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

上記問題を解決するために、本発明の一実施形態は、電子メールを送信する条件情報と、前記条件情報に応じて設定されるメッセージ情報及び送信先情報とを対応付けて記憶する送信条件記憶手段と、前記送信条件記憶手段に記憶される前記条件情報に基づいて前記電子メールを送信するか否かを判定する条件判定手段と、

前記条件判定手段によって前記電子メールを送信すると判定された場合に、前記条件情報に対応する前記メッセージ情報を前記送信先情報とを前記送信条件記憶手段から読み出し、前記メッセージ情報を含む前記電子メールを前記送信先情報に基づいて送信する送信手段と、を備えたことを特徴とする携帯端末である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

上記の発明の一実施形態において、自携帯端末の位置情報を検出する位置検出手段を備え、前記条件情報は、位置に関する条件情報を含んでおり、前記条件判定手段は、前記条件情報と前記位置検出手段によって検出された位置情報に基づいて前記電子メールを送信するか否かを判定するようにもよい。

また、上記の発明の一実施形態において、前記条件情報は、所定位置に関する条件情報を含んでおり、前記条件判定手段は、前記所定位置と前記位置検出手段によって検出された位置情報との位置関係に基づいて前記電子メールを送信するか否かを判定するようにしてもよい。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明の一実施形態は、電子メールを送信する条件情報と、前記条件情報に応じて設定されるメッセージ情報及び送信先情報とを対応付けて記憶する送信条件記憶手段を備えた携帯端末における電子メール送信方法であって、前記送信条件記憶手段に記憶される前記条件情報に基づいて前記電子メールを送信するか否かを判定する過程と、前記電子メールを送信すると判定した場合に、前記条件情報に対応する前記メッセージ情報を前記送信先情報とを前記送信条件記憶手段から読み出し、前記メッセージ情報を含む前記電子メールを前記送信先情報に基づいて送信する過程と、からなることを特徴とする電子メール送信方法である。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本発明の一実施形態は、電子メールを送信する条件情報と、前記条件情報に応じて設定されるメッセージ情報及び送信先情報を対応付けて記憶する送信条件記憶手段を備えた携帯端末のコンピュータを、前記送信条件記憶手段に記憶される前記条件情報に基づいて前記電子メールを送信するか否かを判定する条件判定手段、前記条件判定手段によって前記電子メールを送信すると判定された場合に、前記条件情報に対応する前記メッセージ情報と前記送信先情報を前記送信条件記憶手段から読み出し、前記メッセージ情報を含む前記電子メールを前記送信先情報に基づいて送信する送信手段、として機能させるためのコンピュータプログラムである。